

## 平成31年第1回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成31年3月7日(木曜日)午前10時開議

- |        |         |   |        |
|--------|---------|---|--------|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 人権擁護委員の推薦意見について                         | (町長提出) |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について       | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 那珂川町手数料条例の一部改正について                      | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について             | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                  | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について            | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 那珂川町放課後児童クラブ条例の全部改正について                 | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 那珂川町定住促進住宅用地の貸付に関する条例の一部改正について          | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の廃止について     | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 平成30年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の議決について          | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について    | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 平成30年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について   | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について      | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算(第2号)の議決に           |        |

- について (町長提出)
- 日程第16 議案第16号 平成31年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 平成31年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 平成31年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第19 議案第19号 平成31年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 平成31年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第21 議案第21号 平成31年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第22 議案第22号 平成31年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第23 議案第23号 平成31年度那珂川町水道事業会計予算の議決について (町長提出)

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員 (13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

#### 欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者 兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君
健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援 課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小川洋一君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日、一昨日と一般質問で貴重なご提言等ありがとうございました。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております薄井秀雄氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して薄井秀雄氏を推薦したいと存じます。

薄井秀雄氏は、昭和42年から郵政省郵便局職員として、長年郵政事業に携わり、平成16年3月をもって退職されました。現在は、人権擁護委員として、平成25年7月から2期目を務められております。郵便局職員期間並びに人権擁護委員期間におかれましても、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望は厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は現在、薄井秀雄氏、石川周一氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、大金典夫氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏の7名であります。3期目再任として薄井秀雄氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第2、議案第2号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、長時間労働の是正のための措置として、いわゆる働き方改革関連法が平成31年4月から施行されることを踏まえ、国家公務員においては、超過勤務命令を行うことができる上限等を人事院規則で定めるなどの措置が行われました。地方公務員においても、地方公務員法で定める均衡の原則により国家公務員の措置を踏まえ、同様の措置を検討するよう総務省から通知されたところです。

国家公務員の超過勤務命令を行うことができる上限等、具体的事項の定めについては、人事院規則に委任していることから、当町においても、町規則に委任することとするため、条例に規則委任条項を追加するものであります。

附則は、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明いたします。

今回の改正は、働き方改革関連法が平成31年4月から施行されることを踏まえ、職員の勤務時間を定める当該条例に、超過勤務命令の上限等を規則に委任する条項を追加するものであります。

なお、町規則で定める事項は、必要最小限の超過勤務を命令する中で、1カ月間における超過勤務命令は45時間未満、1年間における超過勤務命令は360時間未満とすること。業務量や業務の実施軸をみずから決定することが困難な事務を担当する者は、1カ月間における超過勤務命令は100時間未満、1年間における超過勤務命令は720時間未満とすること。

なお、特例として、大規模災害への対応等、特に緊急を要する業務に従事する者には、上限規定は適用しないこと。上限時間を超えて勤務命令を命じた場合には、当該超過勤務に係る要因の整理、分析等、事後的な検証を行うことなどであります。

規則の施行については、条例の施行に合わせて、平成31年4月1日とする予定です。

以上です。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、  
原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第7条の手数料の減免等について、法律により手数料を免除できる場合の規定を法令ごとの個別規定から、法令の規定により無料で取り扱う場合と総括して規定する

ものであります。

また、別表については、住民課での外国人登録に関する証明を住民票の写しの交付で対応しているため、別表から削除をするもの。税務課での地籍図や公図に航空写真を重ねた地番図の交付を新たに追加するものであります。

附則は、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） まず、住民課より補足説明いたします。

第7条において、手数料の減免等について定めているところでございますが、これまでは国の法令に戸籍等の無料証明に関する条文が規定されるたびに、同条第1項第2号に、その法令を条文に追加する改正をしてまいりました。最近では、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第16条の追加例があるところでございますが、今後は、こうした法令の追加等により町手数料条例を改正するのではなく、総括して法令の規定により無料で取り扱う場合と規定し、法令の追加等が施行されると同時に、手数料条例による手数料の免除ができるよう改正するものであります。

なお、この改正案については、近隣市町を初め、多くの自治体が同様に規定しているものとなっております。

また、別表については、外国人登録に関する証明は、現在、住民票の写しの交付により対応することとなっておりますので、削除するものです。

以上で住民課からの補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 続きまして、税務課より補足説明いたします。

別表第1への項の追加ですが、税務課で所管しています地番図システムにおいて、今年度、航空写真を撮影し、地図情報システムをバージョンアップしたことに伴い、地番図の交付手数料について新たに項を追加するものです。

地番図は、地籍調査事業の地籍図や土地改良事業の換地図等に航空写真を重ねたものであり、別表第1のとおり地番図の交付の項を追加して、1枚につき300円、航空写真つきは1枚につき500円とするものです。

以上で税務課からの補足説明を終わります。



○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、軽自動車税の環境性能割における、県が賦課徴収する当分の間にかかわる特例等の取り扱いについて、県知事との協議に基づき、那珂川町税条例等の一部を改正する条例を一部改正し、非課税の特例、課税の免除、減免等の申請の規定を定めるものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 初めに、議案第4号につきまして、先の議会をお願いいたしましたとおり、議案の様式を改め方式での改正とさせていただきます。

本来であれば、参考資料として新旧対照表を添付するところですが、改正内容が新たに3つの条分の追加であるため、新旧対照表を省略させていただきましたので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

それでは、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年5月の臨時会で専決処分の承認を得て、また、平成29年3月の定例会で一部改正の議決を経ました那珂川町税条例等の一部を改正する条例を、県知事との協議に基づき一部を改正するものです。

平成31年10月に導入します軽自動車税の環境性能割は、従来の自動車取得税と同様に、県が自動車税の環境性能割の例により賦課徴収を行うもので、非課税、課税免除、減免についても、県の自動車税の環境性能割の例により実施するため、栃木県県税条例等との規定と整合性を図るため、規定の整備を行うものです。

今回追加する附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例について、附則第15条の2の3は、軽自動車税の環境性能割の課税免除について、附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例について規定するものです。

附則は、施行期日を公布の日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年度の税制改正の大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことによる課税限度額を引き上げる改正、及び平成31年度税制改正の大綱の決定に伴い、同法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日より施行されることにより、低所得世帯に対する保険税軽減所得判定基準額が拡充されることから、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 補足説明を申し上げます。

議案書の最終ページに添付しております参考資料の、那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容をご覧いただきたいと思います。

改正の内容につきましては、2つございます。

1点目は、国保税の課税額に係る課税限度額の引き上げであります。

こちらは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布され、平成30年4月1日から施行となっておりますが、平成30年度は国民健康保険税率の改正を行ったため、時期を1年遅らせたものです。

国保税の課税額は、医療給付分の基礎課税額、後期高齢者支援金等分の課税額及び介護納付金分の課税額の合計額であります。このうち医療給付分について、課税限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円に改正するものであります。これによりまして、国保税の課税限度額を1世帯当たり89万円から93万円に改正するものであります。

次に、2点目ではありますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行される低所得世帯に対する保険税軽減対象世帯の拡充であり、具体的には、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得基準額の引き上げであります。

国保税の軽減につきましては、当該被保険者世帯の所得の総額により軽減の判定を行うものであり、所得の総額により7割軽減、5割軽減及び2割軽減を行うものであります。そのうち5割軽減の判定所得基準額につきましては、被保険者1人当たりの基準額を27万5,000円から5,000円引き上げ、28万円に、2割軽減の判定所得基準額につきましては、50万円から1万円引き上げ、51万円に改正するものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 今回の課税限度額の引き上げによって、税収がどれくらい変化するか、1点伺います。

それと、軽減判定所得基準額の引き上げにかかわる対象世帯数と税収の変化をお伺いします。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 今回の一部改正による影響額になるかと思うんですが、今回の当該条例の一部改正による国保税への影響ではありますが、課税限度額につきましては、医療給

付分4万円引き上げることによりまして、平成30年度の課税状況により試算しますと、160万円程度の増収を見込まれます。

次に、軽減判定所得基準額の引き上げによる影響額であります。5割軽減世帯で12世帯、2割軽減世帯は1世帯、合計13世帯が増え、71万円程度の軽減額が増加となります。全体で見ますと、限度額によりましては全体で54世帯で、以前と変更はありません。金額にしますと、1,396万6,000円が限度超過額となります。

軽減世帯被保険者数の全体で見ますと、7割軽減は変わりありませんが、7割軽減の世帯は768世帯、1,061人、軽減額が4,340万7,700円、5割軽減は478世帯、924人、軽減額は2,405万4,500円、2割軽減は370世帯、752人、軽減額782万円、合計で1,616世帯、2,737人、軽減額7,528万2,200円となります。当初賦課時の被保険者数が5,139人ですから、53%の方が軽減の該当になっていることとなります。

なお、この軽減措置につきましては、県が4分の3、町が4分の1で負担することとなっております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第6号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます。

別添参考資料に基づき、主な改正内容をご説明いたしますので、ご覧ください。

改正の理由ですが、第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正の中で、3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき条例で設定できるようになり、低い利率での貸し付けが可能となるなど被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実、強化に資することを目的として、施行令を含めた法改正に伴い、町条例においても所要の改正を行うものです。

改正する条例名は、那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例です。

次に、改正の主な内容等ですが、条例第14条は、保証人及び利率についてで、第1項は、施行令第8条において、貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないとの条文が削除されたことに伴い、貸し付けを行った後の債権回収に係るリスクも含め、市町村において判断されたいとの考えであるため、保証人を立てることができると定めるもの。

第2項は、法第10条において、貸付利率が3%の固定から3%以内に改正となったため、東日本大震災の特例を参考とし、保証人の有無に連動させ、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5%と定めるもの。

第3項は、保証人の連帯債務負担について定めるものです。

第15条は、償還等についてで、保証人については、前条に明記したことによる文言の整理

と令状番号を整理したものです。

施行期日は、平成31年4月1日。

経過措置は、施行日以降に生じた災害による貸し付けについて適用するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町放課後児童クラブ条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町放課後児童クラブ条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、馬頭及び小川放課後児童クラブの定員を弾力的に運用できるよう改正するほか、那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例に定められた事項を整理、統合するため、条例の全部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 補足説明いたします。

参考資料をご覧いただきたいと思います。

1の改正理由ですが、(1)は、平成28年度以降、放課後児童クラブの入所申し込み児童数が定員を超過しており、別に定めております町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準の範囲内で、申し込み児童の受け入れを行ってきました。このたび、アンケート調査を実施したところ、今後も同様の状況が継続されることが想定されることから、児童クラブの定員を弾力的に運用できるよう規定を改正するものです。

(2)は、改正にあわせて、那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例に規定されている事項を整理、統合し、条例の全部改正を行うものです。

2の改廃する条例ですが、那珂川町放課後児童クラブ条例を全部改正し、附則において、那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例を廃止するものです。

参考までに、改正前の那珂川町放課後児童クラブ条例及び那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例を添付しましたので、ご覧いただきたいと思います。

前に戻りますが、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、設置で、児童福祉法第34条の8第1項の規定に基づき放課後児童クラブを設置することを規定したものです。

第2条は、名称等で、第1項は、児童クラブの名称及び位置を定めたもの、第2項は、支援の単位をおおむね40人とし、第3項は、支援の単位数を規則で定めるものとしたものです。

なお、小川放課後児童クラブの位置につきましては、地番の錯誤があったため、那珂川町小川2846番地1に改正いたしました。

第3条は、児童クラブの対象児童を規定したものです。

第4条は、保護者負担金で、第1項は、負担金の納入を定め、第2項は、利用料の額を規則で定めるものとし、第3項は、利用料の減額または免除を規定したものです。



第5条は、委託で、管理運営を法人等に委託できることを規定したものです。

第6条は、委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定したものです。

附則第1項は、施行期日で、この条例の施行期日を平成31年4月1日と規定したものです。

附則第2項は、那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例の廃止で、この条例の施行により、那珂川町放課後児童クラブの実施に関する条例を廃止することを規定したものです。

附則第3項は、経過措置で、この条例の施行により改正及び廃止される条例にかかわる手続きの経過措置を規定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 放課後児童クラブの条例の改正なのですが、今までも放課後児童クラブの支援の単位を40人と決めていたところ、弾力的に運用してきたところがあると思うのですが、現在の放課後児童クラブ、それぞれ馬頭、小川の人数をまずお知らせいただきたいと思います。

第2条第2項で、おおむね40人とすると定めておりますが、おおむね40人とすると、最高何人まで受け入れが可能なのか。児童1人につき1.65平方メートル以上確保しなければならないという規定からすると、何人までを受け入れることができるのか。それに対して支援の単位ごとの指導員の数というのも、これ2名というふうに規定されているんですが、40人以上、例えば50人まで入れるとすると、支援の指導員の数をどのように配置するのか。

あと、もう一つ、この第2項に書かれている平成26年度条例第15号第10条第4号に規定する支援の単位の中には、おおむね40人以下という記述があります。これをどういうふうに整理するのかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、馬頭放課後児童クラブの人数ですが、平成30年度につきましては、55名でございました。来年度、31年度につきましては、希望者が62名というふうになっております。

それと、2点目のおおむね40人ということでの最高何人かということですが、おおむね40人というのは、基準を定める条例で、おおむね40人以下となっております。その範囲内ということで、おおむね40人ということで規定しましたが、今までも教室に入る人数が45から50人程度とやってきましたので、その程度と考えております。

それと、1.65平米、1人当たりということで、何人まで受け入れられるのかということですが、31年度につきましては2単位で、馬頭放課後児童クラブについては2単位でと考えておりますが、1単位は馬頭小学校の教室を予定しております。教室の広さからいいますと、50人程度まで受け入れることができます。それと仮設の保育室を今、馬頭小の校庭のほうに建てておりますが、そちらのほうは面積でいいますと、68人程度受け入れることができるものとなっております。

それと、指導員の数ですが、支援の単位ごとに2人ということになっておりますので、来年度につきましては、支援単位を2単位と考えておりますので、2人ずつと、おのおの2人ずつと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） 馬頭放課後児童クラブを2単位にするということで、指導員を2人ずつ置くということになるわけですが、そうすると平成31年度は62人ということなので、2単位に分かれても30人以上ずつなのかなと思いますが、その場合、夏休み、また時間が長く見るようになります。そういった場合の指導員の、1単位に対して指導員2人体制というところを増やしてやってきていたところもありますけれども、その指導員の1単位に2名というものの規定ではなくて、おおむね2名とするというような表現に変えて、今現在がおおむね2名だったのかちょっと確認できていませんけれども、そういった部分もきちんと弾力的な条例として把握していただけるのかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 夏休みの関係ですけれども、夏休みにつきましては、先ほども説明したとおり、定員を超過しているというようなこともありまして、今までは夏休みの受け入れをお断りしておりました、新たに受けるということをですね。来年度、平成31年度につきましては、支援の単位を2つにして受け入れも可能でございますので、夏休みの受け入れを行うというふうに考えております。

それと、先ほど申し上げましたアンケート調査の中でも、夏休みも受け入れをしてほしい

という意見が多かったために、そのようにするものでございます。

夏休みにつきましては、先ほど指導員の単位を2名ということで説明いたしましたけれども、夏休みについては一日ということで、放課後の時間よりも長くなりますので、2人ではなくて増員する予定で考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） 了解いたしました。最後に1点だけ。

現在、仮設を馬頭の放課後児童クラブは使っているわけですね。この62人という規模が当分続くとなると、仮設もその間は使っていくのかどうかをお伺いします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 仮設の保育室の関係ですけれども、当初の予定では仮設の保育室につきましては、馬頭小の大規模改修にあわせてということで、今年度までと考えておりましたが、昨年のアンケート調査の結果もありまして、当面の間、定員を超過して、人数が多いということで、希望の想定ができましたので、当面の間、仮設保育室を使用して2単位で行いたいと考えております。このことにつきましては、教育委員会と学校のほうと打ち合わせをして、調整をしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 今、馬頭のクラブのほうの説明があったんですけれども、小川のほうはどうなっているのでしょうか。同じようなことでお答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 小川の放課後児童クラブについては、今年度、平成30年度が40名でありました。来年度は50名の希望がございます。小川につきましては、部屋が2つございます。2つに分けてやることもできますので、来年度につきましては、参加人数を見ながら対応していきたいというふうに思っております。

夏休みにつきましても、馬頭放課後児童クラブと同様に昨年度までは受け入れをしておりますが、今年については支援を増やして、受け入れを行う予定になっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

○4番（川俣義雅君） そうすると確認なんですけど、小川のほうも2単位で行うということが考えられると、申し込みの人数によってはそういうことになるということですね。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 小川につきましては、一応希望人数が50人なんですけれども、欠席の児童とか毎回来ない児童もございまして、実質的には、今までの経過を見ますと、45名から47、8名程度という傾向がございしますので、一応1単位と考えております。

夏休みにつきましては、人数が多くなるのが考えられますので、それを分けて考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

○4番（川俣義雅君） 40人を超えるということになると、一応目安としては2単位ということになるんだと思うんですけども、だからできるだけそのように、40名以上を押し込めるというか、言い方はちょっときついですけれども、そうではなくて、子供たちがのんびりと過ごせるように、なるべく2単位ということで考えを改めていただければ幸いです。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） なるべく2単位でという話でございしますが、今現在、放課後児童クラブについては委託事業ということで、事業所に委託をしておりますけれども、来年度の運営について打ち合わせをしながら、そのようなところも検討させていただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町放課後児童クラブ条例の全部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第8号 那珂川町定住促進住宅用地の貸付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町定住促進住宅用地の貸付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度より運営を開始し、町外者の定住促進及び町有地の利活用を推進してまいりました高手の里の利用状況は、現在、2区画が使用され、残り8区画については貸し付けに至っておりません。このため、住宅用地の貸し付け資格要件を緩和し、住宅用地の利用促進を目的に一部改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

第5条、住宅用地の貸し付けを受けることのできる者は、町外に住所を有する者、町内に事業所を有する建築業者が施工するとありますが、近年、町内居住者からの利用相談や町外建築業者の施工相談を受けておりますので、資格要件の一部を改正するものです。

12月5日の総務産業常任委員会で説明をいたしました。改正する点は、第5条第1項第2号、「町外に住所を有する」を削除し、町内居住者の利用を可能にするもの、第4号を削除し、町外建築業者の施工を可能にするものです。

附則は、施行日を平成31年4月1日と定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、福田浩二君。

○1 番（福田浩二君） 町外からの移住・定住希望者が高手の里へ入ることを希望しなかったことに対して、どのような対策をとってきたのか、お願いいたします。

あと、もう一つは、この町外からの貸し付け及び契約の更新、払い下げ、定住促進奨励金に対する町民に対してはどのようにするのかお聞かせください。

お願いします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 対策としましては、平成30年から高手の里に体験住宅などを設置しまして、利用促進をしてみいました。それ以前につきましても、ホームページなどで情報を発信しまして、対策をとっておりました。

次の定住促進事業補助金につきましては……、その補助金の関係につきましては、これはあくまでも貸し付け無料ですから、土地については、貸し付けは20年間無料とするというようなことで契約しますので、特に町外者には補助金は出しておりません。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

9 番、益子明美さん。

○9 番（益子明美君） まず、今までは町外者ということで定住促進を図ってきたわけですが、今度からは町内の方もそこに住むことができるということになるわけですが、まず、第4条で言われている公募というのを改めて町内向けにされるのかどうか伺います。新たにこの高手の里が町民向けに貸し付けできますよということをどのように公募されるのか、お伺いします。

それから、先ほど福田議員が言っていたのは、第15条に関する奨励金の交付のことだと思います。この奨励金の交付というのは、町外の方がここに定住をして、その3年間、固定資産税相当額を免除されるというのが奨励金なんですよね。それが同じように、ここに住むことになる町民の方にも当てはめられるのかということをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 町民の方へのお知らせにつきましては、広報等でお知らせするというようなことで、4月の広報に掲載するというようなことでやっていきたいと思えます。

奨励金につきましても、同じような形でやるというようなことで考えております。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） そうしますと、この全体的な定住促進住宅の貸し付けに関する条例の全てが、新しく町民向けにも適用するというふうに考えてよろしいですね。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） はい、そのとおりに考えていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

8番、石川和美君。

○8番（石川和美君） どちらかという、動いていない資産を有効活用すると、そのような発想かと思われます。そのことについては、いいことだと思っております。

ただ、5条4の、住宅を建築する場合、町内に事業所を有する建築業者において行うことというものを、これを外すのもいいんですが、町内からここへ移り住む者、それと町外から移り住む者では、ここに何らかの差をつけていただけるといいのかなと。どちらかに優位的なものを明示するといいのかなと、そのように思います。そういったところも要望といたします。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町定住促進住宅用地の貸付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第9、議案第9号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業につきましては、おおむね65歳以上の独居老人等で日常生活を営むのに支障があり、介護保険制度における同様のサービスを受けられない方に対し、生活支援ホームヘルパーを派遣しておりましたが、平成29年度より総合事業が開始となり、要介護認定等を省略し、介護予防生活支援サービス事業対象者として、柔軟で迅速な介護サービスの利用が可能になったことから、本条例を廃止するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日です。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町生活支援ホームヘルパー派遣事業の実施に関する条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。



よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

---

◎議案第10号～議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第10、議案第10号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について、日程第11、議案第11号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第12、議案第12号 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第13、議案第13号 平成30年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第14、議案第14号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第15、議案第15号 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、以上6議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第10号から議案第15号、平成30年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定、または見込みがついたものなど最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。また、本年度予算化した事業は、

おおむね完了する予定ですが、今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として平成31年度に繰り越すことといたしました。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、町税は、入湯客数の減により、入湯税を100万円減額、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、3,300万5,000円を増額。

国庫支出金は、障害者自立支援事業費の増額のほか、地方道路交付金事業や児童手当給付事業など各種事務事業の確定により、3,347万円を減額するものであります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業や元気な森づくり市町村交付金など各種事務事業の確定等により、7,284万2,000円を減額するもの。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金や一般寄附など2,495万5,000円を増額するもの。

繰入金は、当初予算において予算措置しておりました地域振興基金、福祉基金からの繰入金を精査し減額するほか、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成29年度精算確定に伴う繰入金を増額するなど、4,931万1,000円を減額するものであります。

繰越金は、前年度繰越金で、1億5,996万6,000円を増額するもの。

諸収入は、奨学金貸付金元利金収入のほか、武茂小・中学校部分林立木売払収入などで2,525万9,000円を増額するもの。

町債は、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況のほか、臨時財政対策債の発行限度額の確定により、2,854万6,000円を減額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、増額となるのは総務費で、武茂小中学校部分林管理委員会交付金のほか、今後の町債の償還に備えるための減債基金積立金など2億2,840万8,000円を計上しました。

次に、減額が多いもので、農林水産業費は、畜産振興事業やとちぎ元気な森づくり事業のほか、県単農業農村整備事業などの確定により、6,691万2,000円の減額を計上いたしました。

また、土木費で、地方道路交付金事業費や住宅・建築物耐震改修事業の確定により、5,505万円の減額を計上しました。

このほか、民生費、衛生費、商工費、消防費、教育費などについても、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、一般会計の補正額は6,000万円の増額となり、補正後の予算総額は84億3,500万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、小川サブセンター整備

工事の確定などにより、ケーブルテレビ施設管理運営費を減額するものであります。これに伴い、前年度繰越金は増額し、使用料及び手数料、一般会計繰入金のほか町債を減額することといたしました。その結果、補正額は7,400万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は5億7,620万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費のほか財政調整基金積立金、過年度返納金などを増額するものであります。これに伴い、国民健康保険税は減額し、県支出金、繰入金及び繰越金を増額することといたしました。その結果、補正額は1億4,360万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は22億6,079万5,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、保険料負担金の確定により後期高齢者医療広域連合納付金などを増額するほか、事業の見込みにより後期高齢者健診事業費などを減額するものであります。これに伴い、後期高齢者医療保険料、繰越金、諸収入及び国庫支出金を増額し、一般会計繰入金は減額することといたしました。その結果、補正額は360万円の増額となり、補正後の予算総額は2億1,460万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費及び総務費の減額のほか、地域支援事業、基金積立金、諸支出金の増額を計上するものであります。これに伴い、介護保険料、繰越金などは増額し、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金は減額することといたしました。その結果、補正額は800万円の増額となり、補正後の予算総額は19億6,288万4,000円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、施設管理費の増額によるもので、630万円を増額計上するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算について、補足説明申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります。事業の一部が本年度内に完了できないため、本年度の支出が見込めないものであります。

2款総務費、1項総務管理費、町有財産管理事業は、旧小川庁舎の解体工事に係る経費で

1,300万円。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、一般住宅の耐震建てかえに係る補助金で80万円。

2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道76号線及び町道和見立野線の道路改良に係る経費のほか、三輪橋の橋梁長寿命化に係る経費で8,318万円。町道改良舗装事業は、町道上郷須賀川線の道路改良に係る経費2,153万円で、本年度内の支出が見込めないため、平成31年度に繰り越すものであります。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。1、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、公共施設除去事業は、限度額1億3,100万円から300万円を減額し、限度額を1億2,800万円とするもの。地域医療確保事業は、限度額5,000万円に1,150万円を増額し、限度額を6,150万円とするもの。農道整備事業は、限度額800万円から100万円を減額し、限度額を700万円とするもの。道路整備事業は、限度額1億6,600万円から2,100万円を減額し、限度額を1億4,500万円とするもの。臨時財政対策債は、額の確定に伴い、限度額2億7,000万円から1,504万6,000円を減額し、限度額を2億5,495万4,000円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款町税、6項1目入湯税の補正額は100万円の減で、入湯客数の減によるものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用税交付金の補正額は100万円の減で、ゴルフ場利用者の減によるものであります。

10款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は3,300万5,000円の増で、普通交付税の確定により増額するものであります。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は64万4,000円の増で、事業費の確定によるもの。

2項1目民生費負担金の補正額は234万円の増で、放課後児童クラブ利用者の増によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は348万1,000円の減で、事業費の確定見込みによる増減であります。

10ページに続きます。

2項2目民生費国庫補助金の補正額は301万1,000円の増で、子ども・子育て支援交付金及び整備交付金の確定によるもの。3目衛生費国庫補助金の補正額は972万円の減で、カーボンマネジメント事業の確定によるもの。4目土木費国庫補助金の補正額は2,283万8,000円の減で、地方道路交付金事業費のほか地域住宅交付金事業費、住宅・建築物耐震改修等事業費の確定見込みによるもの。5目教育費国庫補助金の補正額は45万円の減で、国庫重要文化財等整備事業費の確定によるもの。

3項2目民生費委託金の補正額は8,000円の増で、特別児童扶養手当事務費取扱費の確定によるものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は569万9,000円の増で、保険基盤安定費のほか各事業費の確定によるものであります。

11ページに続きます。

2目土木費県負担金の補正額は893万2,000円の減で、地籍調査事業費の確定見込みによるもの。

2項1目総務費県補助金の補正額は157万6,000円の増で、生活バス路線運行費の確定見込みによるもの。2目民生費県補助金の補正額は554万8,000円の増で、第3子以降保育料免除事業費のほか各事業の確定見込みによるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は7,304万3,000円の減で、農業委員会活動費のほか各事業の確定によるもの。6目土木費県補助金の補正額は409万円の減で、民間住宅耐震改修助成事業等の確定見込みによるもの。

3項1目総務費委託金の補正額は40万円の増で、栃木県議会議員選挙費の増額によるものであります。

12ページに入ります。

17款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は2,418万5,000円の増で、ふるさと納税寄附金の増によるもの。3目民生費寄附金の補正額は47万円の増で、社会福祉費寄附金の増に伴う福祉基金に係るもの。4目教育費寄附金の補正額は30万円の増で、一般寄附金の増に伴う奨学基金に係るものであります。

18款繰入金、1項3目地域振興基金繰入金の補正額は3,400万円の減、4目福祉基金繰入金の補正額は2,000万円の減で、財源調整による減額。5目奨学基金繰入金の補正額は94万円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するもの。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は130万2,000円の増で、平成29年度事

業精算確定による一般会計への返納金。2目介護保険特別会計繰入金の補正額は432万7,000円の増で、平成29年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億5,996万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

13ページに入ります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は40万円の増で、奨学金の繰上償還によるもの。

5項4目雑入の補正額は2,485万9,000円の増で、武茂小・中学校部分林立木売払収入のほか、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費及び栃木県市町村振興協会市町村交付金の確定によるものです。

21款町債、1項1目総務債の補正額は300万円の減で、公共施設除去事業に係るもの。2目衛生債の補正額は1,150万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。3目農林水産業債の補正額は100万円の減で、農道整備事業に係るもの。4目土木債の補正額は2,100万円の減で、道路整備事業に係るもの。7目臨時財政対策債の補正額は1,504万6,000円の減で、発行限度額の確定によるものであります。

14ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は624万4,000円の減で、特別職人件費は副町長の人件費を減額するもの、職員人件費は退職手当特別負担金を増額するもの。4目財産管理費の補正額は1,928万5,000円の増で、町有財産管理費は武茂小中学校部分林管理委員会交付金を計上するもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,150万6,000円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるもの。

2項1目、企画総務費の補正額は2,211万9,000円の減で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、小川サブセンター整備事業及び機器更新業務委託の確定により繰出金を減額するもの。2目まちづくり費の補正額は252万円の減で、地域おこし協力隊事業費は、隊員1名分の非常勤職員報酬等を減額するもの。4目財政調整基金等の補正額は2億2,810万円の増で、減債基金費は今後の町債の償還に備えた積立金を計上するもの。地域振興基金費は、ふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分を積み立てるもの。

3項2目賦課徴収費の補正額は50万円の増で、徴収事務費は町税還付金を増額するものであります。

15ページに続きます。

5項2目町議会議員選挙費の補正額は50万円の減で、町議会議員選挙費の確定によるもの。3目栃木県議会議員選挙費の補正額は40万円の増で、期日前投票に要する経費等を計上するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は1,009万7,000円の減で、福祉基金費は、ふるさと納税及び一般寄附による寄附金のほか、基金利子相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定費の増によるもの。後期高齢者医療費は、保険基盤安定費及び事務費繰り入れ等の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は、事務費負担金確定によるもの。福祉諸費は、臨時給付金事業における過年度返納金を計上するものであります。

16ページに続きます。

2目障害者福祉費の補正額は1,315万円の増で、障害者福祉サービス事業費は福祉サービス給付費の増によるもの。3目老人福祉費の補正額は794万6,000円の減で、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の減により繰出金を減額するもの。4目総合福祉センター費の補正額は200万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費は、需用費のほか施設管理委託料を増額するもの。

2項2目認定こども園費の補正額は2,840万円の減で、認定こども園諸費は臨時雇い賃金を減額するもの。3目児童措置費の補正額は910万円の減で、児童手当支給事業費及び児童措置諸費は事業費確定見込みによるもの。4目母子福祉費の補正額は200万円の増で、こども医療費は事業費確定見込みによる不足額を計上するものであります。

17ページに入ります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は722万円の減で、カーボンマネジメント事業の確定によるものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は60万8,000円の増で、農業委員会活動費は成果実績払いによる報酬の増、国有農地等管理处分事業費は事業費の確定によるもの。3目農業振興費の補正額は81万1,000円の減で、農業振興諸費は事業費の確定によるもの。4目畜産業費の補正額は5,157万9,000円の減で、畜産振興事業費は畜産担い手育成総合整備補助金の確定によるもの。5目農地費の補正額は59万円の減で、町単農村振興事業費は上片平地区排水路工事ほか4件の経費を計上するもの。県単農業農村整備事業費は事業費の確定によるもの。

2項2目農林振興費の補正額は、1,454万円の減で、とちぎの元気な森づくり事業費は、里山管理事業、里山整備事業の確定によるものであります。

18ページに入ります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は238万円の増で、観光施設管理費は、ゆりがねの湯の指定管理料の確定のほか、まほろばの湯の温泉湯張りポンプ修繕に係る費用を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は1,214万円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費は事業の確定見込みによるもの。2目地籍調査費の補正額は1,191万円の減で、事業費の確定見込みによるもの。

2項3目道路新設改良費の補正額は3,100万円の減で、地方道路交付金事業費は事業費の確定見込みによるものであります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は163万3,000円の増で、消防管理運営費は消防団員出動交付金の増であります。

19ページに続きます。

3目消防施設費の補正額は66万4,000円の減で、消防施設整備事業費は防火水槽解体工事の増のほか、消防車両購入費の確定によるものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は95万6,000円の減で、事務局費は臨時雇い賃金を減額するもの。奨学金運営費はふるさと納税に係る寄附金及び基金利子相当分を積み立てるほか、奨学金貸し付け者の確定によるもの。菊池俊男奨学金運営費は奨学金給付者の確定によるもの。

3項3目中学校施設整備費の補正額は292万6,000円の減で、小川中学校施設整備費は校舎改修工事設計業務の確定によるもの。

4項1目社会教育総務費の補正額は60万円の増で、教育文化基金費はふるさと納税などの寄附金のほか、基金利子相当分を積み立てるもの。4目文化費の補正額は90万円の減で、文化財費は国宝重要文化財等保存整備事業の確定によるものであります。

20ページからは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書4ページをご覧ください。



第2表、地方債補正であります。ケーブルテレビ事業につきましては事業費確定により減額するもので、限度額2億2,500万円から5,100万円を減額し、限度額を1億7,400万円とするものであります。

7ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は560万円の減で、加入者及びインターネット利用者の減によるもの。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は2,211万9,000円の減で、一般会計からの繰入金を減額するもの。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は471万9,000円の増で、前年度繰越金であります。

6款町債、1項1目ケーブルテレビ事業債の補正額は5,100万円の減で、小川サブセンター設置工事の事業費確定によるものであります。

8ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は7,400万円の減額であります。委託料は3,400万円の減、工事請負費は4,000万円の減で、いずれも機器更新事業及び小川サブセンター設置工事の事業費確定によるものであります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は421万2,000円の減。2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は86万2,000円の減で、一般被保険者及び退職被保険者ともに被保険者数の減によるものです。

7款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の補正額は6,260万1,000円の増で、普通交付金6,009万2,000円の補正は、療養給付費等の増によるもの。特例交付金の補正額250万9,000円の増は、特定健康診査等負担金の交付額が確定したことによるものです。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は1,000万円の増で、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ精算見込みにより法定内繰り入れをお願いするものです。

8 ページに移ります。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は7,607万3,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は6,816万4,000円の増で、療養給付費等の増によるもの。2目退職被保険者等療養給付費の補正額は1,100万円の減で、退職被保険者数の減によるものです。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は892万8,000円の増で、高額療養費の増によるものです。2目退職被保険者等高額療養費の補正額は600万円の減で、退職被保険者数の減によるものです。

10款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は3,561万3,000円の増で、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合などに充てることができるよう積み立てをするものです。

12款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は4,789万5,000円の増で、平成29年度療養給付費の精算による返納金です。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は109万9,000円の増、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は256万2,000円の増で、ともに保険料の精査によるものです。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は561万6,000円の減で、健診事業費等事務費の精算見込みによるもの。2目保険基盤安定繰入金の補正額は356万2,000円の減で、保険基盤安定制度負担金の確定によるものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は760万1,000円の増で、前年度繰越金です。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は76万円の増で、後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の確定によるものです。

8 ページに移ります。

6款国庫支出金、1項1目民生費国庫補助金の補正額は75万6,000円の増で、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定によるものです。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は59万6,000円の減で、保険料軽減特例の見直しに向けた後期システム、備品購入費の減によるものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は715万4,000円の増で、保険料負担金の増によるものです。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は426万円の減で、健診受診者数の減によるものです。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は130万2,000円の増で、前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金です。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は1,241万9,000円の増で、第 1 号被保険者の増による増額です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は934万円の減。

2 項 1 目調整交付金の補正額は393万円の減で、介護サービス給付費の減による負担割合分の減額です。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は69万7,000円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による負担割合分の増額です。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は35万9,000円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による負担割合分の減額です。5 目保険者機能強化推進交付金の補正額は222万7,000円の増で、本年度、新たに自立支援重度化防止に向けた保険者機能を強化することを目的に創設され、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。

8 ページに移ります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は1,395万9,000円の減で、介護サービス給付費の減による負担割合分の減額です。2 目地域支援事業交付金の補正額は75万3,000円の増で、地域支援事業費の増による負担割合分の増額です。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は746万3,000円の減で、介護サービ

ス給付費の減による負担割合分の減額です。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は34万8,000円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による負担割合分の増額です。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は18万円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による負担割合分の減額です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は2万2,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は646万3,000円の減で、介護サービス給付費の減による町負担分の減額です。

9ページです。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は34万8,000円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による町負担分の増額です。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は18万円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による町負担分の減額です。4目保険料軽減事業繰入金の補正額は15万1,000円の減で、保険料第1段階の軽減を行うため一般会計から繰り入れするもので、該当被保険者の減による減額です。5目その他の一般会計繰入金の補正額は150万円の減で、一般管理費の減に伴う一般会計からの繰入額の減です。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は371万6,000円の減で、第1号被保険者保険料が増額となったことから、介護給付費準備基金からの繰り入れを減額するものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,842万7,000円の増で、前年度繰越金です。

10ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は40万円の減で、地域包括支援センターの移転に伴う通信運搬費の減です。

3項2目認定調査費等の補正額は110万円の減で、認定調査員等の臨時職員賃金及び主治医意見書手数料の減による減額です。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は1,000万円の減、2目地域密着型介護サービス給付費の補正額は2,600万円の減、4目施設介護サービス給付費の補正額は1,700万円の減で、それぞれサービス利用者施設入所者の減による減額です。

2項7目介護予防サービス計画給付費の補正額は30万円の増で、利用者の増による増額です。

11ページに移ります。

4項1目高額介護サービス費の補正額は400万円の増で、利用したサービス費の自己負担額が負担の上限額を超えた際に支給される支給金額の増によるものです。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は300万円の減で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に、食事、居住費の限度額を超えた分の補足給付の減です。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の補正額は320万円の増で、要支援1、2及び事業対象者の方のデイサービスの利用の増による増額です。

2項1目一般介護予防事業費の補正額は41万円の減で、介護予防ボランティアの報奨金の額の変更による減です。

12ページに移ります。

3項4目任意事業費の補正額は93万円の減で、自立または要介護1以上の方に対する配食サービスの利用者の減によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は2,495万2,000円の増で、ことし10月に予定されている消費税引き上げ及び介護職員の処遇改善に伴う介護報酬改定による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は3,006万1,000円の増で、29年度分介護保険事業費、介護給付費及び地域支援事業費に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は432万7,000円の増で、同じく29年度分介護給付費及び事務費分に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、水道事業会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

補正予算実施計画により申し上げます。

収益的収入及び支出の収入であります。本年度の当初予算で6,100万円の純利益を見込む不均衡予算でありました。12月の補正で純利益を300万円減額し、今回の費用についても収入の補正は行わず、純利益を630万円減額する予算といたしました。

続きまして、支出であります。2款簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水の補正額は630万円の増で、動力費において、坏加圧ポンプ場の稼働及び電気料金の値上げに伴い

373万円の増、また、受水資金おきまして、雨不足による地下水の低下により、大田原市と那須烏山市からの受水費に不足が生じるため、257万円を増額するものであります。

4ページは、キャッシュ・フロー計算書となっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時10分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会計名及びページをお知らせください。

質疑はありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 1点、確認を含めた形で質問させていただきたいんですけども、ちょっと聞き取れなかったので申しわけありませんでした。

ページ数にすると、一般会計補正の18ページになります。

観光費で、工事の請負で338万円とお話があったのはわかります。その中でポンプの修理費とあったんですけども、まほろばかゆりがねかちちょっと聞き取りにくかったんですけども、まほろばと言ったんでしたっけ。ちょっとそれ、確認します。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） まほろばでございます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

○7番（鈴木 繁君） まほろばのくみ上げのほうの内側のポンプという形ですね、元ポンプじゃなくてね。わかりました。388万ということで、了解いたしました。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

6番、小川正典君。

○6番（小川正典君） 小川正典です。

ケーブルテレビの特別会計で、7ページになります。

ここで使用料が減ということで、先日の質問の中にも防災無線の件の話がございましたけれども、何世帯ぐらい減っているのか、あるいはその内容ですね、どうしてこれだけ減ってしまったのかと、この1点。

もう1点、ちょっと戻りますけれども、一般会計の11ページの農林水産業費県補助金なんですが、この中で畜産の担い手のマイナス5,100万、これなんですが、畜産の補助を何件ぐらい予定していて、実際払われたのは何件で、どのぐらいやられていないのか、あるいはもう予定していた方が廃業されたのかどうか、この辺の事情がわかりましたらご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、2件でございます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） それでは、1点目のケーブルテレビ事業の使用料の減について、お答えいたしたいと思います。

ケーブルテレビの利用料につきましては、基本料が当初4,716件、インターネットが1,170件程度を見込んでおりましたが、現実的に基本料のほうは80件の減、インターネット加入等が90件の減となりましたので、560万ということになりました。

ちなみに、現在の加入者数については4,647件となっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 畜産担い手の関係の事業ですが、事業者は1事業者、事業内容は牛舎、堆肥舎の建設と。国の国庫補助の割り当てがつかなかったものですから、減額ということになりました。

○議長（小川洋一君） 小川君。

○6番（小川正典君） 6番、小川正典です。

ケーブルテレビのほうは、この減になった80件、あるいはインターネット90件、この辺の理由は、わかればお聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 理由の件であります、予算編成時には新規加入を促進するというので予算措置いたしましたが、なかなか新規加入者等が集まらないということで、このような数字になっているということでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 介護保険特別会計補正予算です。

ページ数でいきますと、8ページ。

幾つかのところで利用者が減っているという話がありました。それで、この県の支出金が減っています。746万円ほど減額になっていきますけれども、利用者の予定、予定というか見込んだ数と、それから実際に利用している人の数と、それをお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 8ページの県支出金、県負担金の減額というところなんです、これ法的に負担割合が決まっております、在宅の場合ですと12.5%、これは給付費の12.5%、施設の場合ですと17.5%ということで、負担割合がもう決まっております。給付費そのものが、サービス利用者が減っているというところでご説明させていただきましたが、大体、今、サービスの利用者も月によって推移が変わります。30年度、固定ではないので何とも言えないところなんですけれども、利用率が今のところ95%ということで、予定した方よりも、これは年度の統計になりますのでおおよそなんです、100名くらいは減っております。給付費そのものがいろんなサービスを使いますので、トータル的に見まして減額といたしました。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

○4番（川俣義雅君） 予定より100名減ということなんですけれども、その減っている理由というのは何かわかりますか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） サービスを利用せずにすんでいる方が増加している、元気高齢者が増えているのかなというところもあります、これだけ介護サービスが充実してきていますので、多分、皆さんご承知だとは思いますが、サービス内容に関しましては、普及はされているのかなとは思いますが、65歳以上の高齢者の数は増えておりますので、元気にお過ごしになっている、サービスを使わなくても在宅で生活している方が増



えたのかと推測しております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（小川洋一君） 日程第16、議案第16号 平成31年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第17、議案第17号 平成31年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第18、議案第18号 平成31年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第19、議案第19号 平成31年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第20、議案第20号 平成31年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第21、議案第21号 平成31年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第22、議案第22号 平成31年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第23、議案第23号 平成31年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号から議案第23号、平成31年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は緩やかに回復しており、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種施策の

効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待されます。しかし、その一方で、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響、さらには西日本豪雨、北海道胆振東部地震などの経済に与える影響が懸念されるところであります。

まず、国の平成31年度予算であります。99兆4,291億円と過去最高額を計上しており、経済・財政再生計画のもと、歳出改革の取り組みを継続する予算としております。地方財政対策では、地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災、減災対策に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保したとしております。

続きまして、県の平成31年度予算であります。県では政策経営基本方針に基づく重点事項に積極的に取り組むとともに、「とちぎ元気発信プラン」と「とちぎ創生15（いちご）戦略」に掲げる施策をさらに推進するとし、平成31年度予算は0.2%の増で、8,052億9,000万円を計上しました。

本町の予算編成の考え方ではありますが、平成31年度は、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示した第2次那珂川町総合振興計画の前期基本計画が計画期間の4年目であり、成果や効果を見ながら仕上げ段階に入っていくとともに、人口減少に対応した具体的・重点的施策である那珂川町人口ビジョンや、計画対象期間の最終年度となる「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本目標及び重要業績評価指標の達成に向けた予算を計上いたしました。

また、予算編成に先立ち実施しました各課との振興計画ヒアリングにおいては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、町民の安心・安全な生活基盤を構築するための編成作業を進めてまいりました。

平成31年度の主な事業といたしましては、子育て世代の移住・定住を促進するとともに、少子化に歯どめをかけ、定住人口の増加を図るため、子育て支援住宅整備事業費を計上するほか、町民の健康増進や学校教育における体育課程の充実など、町民がいつでも気軽にスポーツができる環境をつくるため、町民プール整備事業費を計上しました。

また、新規の事業といたしまして、新生児聴覚検査費用助成事業や消防団員自動車運転免許取得費補助金のほか、学校教育のICT化に向けた環境整備として、小・中学校へタブレット型パソコンの導入費を計上いたしました。

さらに、町内の移住・定住及び地域づくりに関する窓口を一本化し、なかがわぐらし推進

係を新設するとともに、空き家、高手の里モニターツアー事業などの移住・定住を推進する予算を計上いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は136億6,248万円となり、前年度と比較して5億4,232万円、3.8%の減となりました。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計予算につきましては81億円となり、前年度と比較すると1億6,000万円、1.9%の減となりました。この減額の主な要因は、旧本庁舎及び旧小川庁舎の解体工事の減額のほか、ケーブルテレビ事業特別会計において、小川サブセンター整備工事が完了したことによるものであります。

一般会計の歳入であります。個人町民税は、給与所得者の所得割額の増により1,000万円の増額を見込み、法人町民税は、法人所得割額の増により300万円の増額を見込みました。

また、固定資産税につきましては前年同額。

町たばこ税は、加熱式たばこの税率改正による増により1,500万円の増額を見込みました。

地方消費税交付金は、交付状況の見込みにより2,000万円を減額しました。

地方交付税は、普通交付税において、一本算定に向けた縮減により1億円の減額を見込み、特別交付税と合わせて29億円を計上しました。

国庫支出金は、児童手当給付費や地方道路交付金事業など、前年度に比較し994万7,000円の減額となりました。

県支出金につきましては、畜産担い手育成総合整備事業費や農業基盤整備促進事業費の増により、2,062万1,000円の増額を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへの基金繰入金6億2,429万4,000円を計上いたしました。

また、町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、小川中学校校舎改修工事などの事業に充当するため、交付税算入率の高い過疎対策事業債、合併特例事業債を起債することとし、臨時財政対策債の起債を含め、前年度比7,520万円の減の5億9,880万円を計上しました。

続きまして、平成31年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

まず、1、「快適に暮らせるまちをつくる」であります、(2)都市基盤の整備のうち、①道路の整備では、町道76号線、上郷須賀川線を含め、8路線を重点的に整備することといたしました。

(3)生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、新規事業として消防団員自動車運転免許取得費補助金を計上するとともに、消防防災及び交通安全に要する経費を計上しました。

5ページに入ります。

2、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の(1)医療・保健の充実では、新規事業として健康マイレージ事業や新生児聴覚検査費用助成事業費を計上するとともに、高齢者インフルエンザなどの予防接種の支援や女性特有のがん検診推進事業など、各種保健事業を実施いたします。

(2)高齢者福祉・社会福祉の充実では、新規事業として地域づくり推進事業を計上し、福祉相談事業の充実と地域力強化推進事業に取り組むとともに、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め、各種の事業を実施いたします。

6ページに入ります。

(3)児童福祉・子育て支援の充実では、児童手当支給事業のほか、放課後児童クラブ運営事業や子育て支援センター運営事業など、子育てに優しい環境をつくるための予算を計上いたしました。

3、「人を育むまちをつくる」の(1)学校教育の充実では、新規事業として小川中学校校舎改修工事の経費のほか、教育のICT化に向けた環境整備の一環として、小・中学校にタブレット型パソコンを導入する経費などを計上いたしました。

7ページに入ります。

(3)スポーツ・レクリエーションの振興では、新規事業として町民プール整備事業に着手するほか、各種スポーツ大会の開催や体育施設の維持管理運営のための経費を計上いたしました。

(4)文化の振興では、なす風土記の丘資料館の管理運営のほか、文化振興の充実や芸術文化活動の推進、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

4、「活力をおこすまちをつくる」の(1)農林水産業の振興では、農業基盤整備促進事業や県単農業農村整備事業など農業基盤の整備促進のほか、畜産振興事業では、担い手育成整備支援事業の推進を図ります。

8ページに入ります。

林業の振興としては、八溝材の利用拡大を推進するとともに、移住・定住の促進のための木材需要拡大事業を実施するほか、森林保全のための森林整備地域活動支援交付事業などを継続して実施いたします。

(2) 商工業の振興では、農業・商工・観光連携のもと、地元特産品のブランド化を推進するほか、商工業者の経営支援を融資事業により実施いたします。

(3) 観光の振興では、FM栃木を利用した行政観光情報番組の発信に要する費用や、各観光施設等の管理運営費を計上いたしました。

また、観光協会等とも連携し、道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光地域情報のPRを強化していきます。

5、「人と自然が共生するまちをつくる」の(2)生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上し、(3)循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業や低炭素まちづくり推進設備等導入事業として、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上いたしました。

9ページに入ります。

6、「ともに考え行動するまちをつくる」の(2)住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る対策として、平成31年度におきましても「なかがわ元気フェスタ」を実施することといたします。

(3) 地域間連携・交流の促進では、ふくろう協定を締結しております東京都豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者のほかスポーツ推進員を派遣し、視察交流を実施します。

7、まちづくりの3大重点プロジェクトのうち、(1)「雇用の創出推進プロジェクト」では、雇用の創出が過疎からの脱却の根本と考え、引き続き地域雇用創出事業を町単独事業として継続するほか、企業誘致活動の推進では、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度の経費を計上し、産業の振興と雇用の創出を図ってまいります。

(2)「結婚・出産・子育て推進プロジェクト」では、新婚世帯に対し、新生活を支援する補助金や町結婚相談所への補助金など結婚促進事業を拡充するほか、産前・産後のサポート事業や認定こども園の管理運営など、結婚から子育てまで一貫した事業を実施してまいります。

(3)「新しい人の流れ創出推進プロジェクト」では、定住や町外からの移住の促進を図

るため、子育て支援住宅整備事業費を計上するほか、町の地域振興発展のための地域おこし協力隊事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行ってまいります。

また、移住定住促進の新規事業として、空き家・高手の里モニターツアー事業費を計上いたしました。

10ページに入ります。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。指定管理者業務委託料のほか、ケーブル移設工事が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。療養費の給付費及び国民健康保険事業納付金のほか、保健事業が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。施設の維持管理費が主なものであります。

11ページに入ります。

農業集落排水事業特別会計であります。施設の維持管理費が主なものであります。

最後に、水道事業会計であります。原水設備及び配水設備に要する経費を計上しました。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても、建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のため、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私の所信と平成31年度予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第23号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第23号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

---

◎休会について

○議長（小川洋一君） お諮りします。

予算審査特別委員会開催のため、3月8日から3月14日までの7日間は、本会議を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月14日までは本会議を休会とすることと決定しました。

3月8日から3月14日までは本会議を休会とします。

---

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。



本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分